

プール（水泳場）における新型コロナウイルス対応ガイドライン
（第1版）

一般社団法人 日本プール管理業協会

2020年5月20日

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各プール（水泳場）においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、施設利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを随時行っていく。

2. 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や施設利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（券売機、受付窓口、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）には特に注意
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるのか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

3. 具体的な感染防止対策

（1）留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

①留意すべき基本原則

- ・ 従業員と施設利用者及び施設利用者同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する

- ・ 感染防止のための施設利用者の整理（入退場時や施設利用時に密にならないように対応）
- ・ ロビー、更衣室、シャワー室、化粧室・手洗い所、プールサイド、プール槽内、休憩所、観覧所、食事処・レストラン等、多くの施設利用者が同時に利用する場所での感染防止
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスク、フェイスシールドの着用（従業員及び入館者に対する周知）
- ・ 施設及び付帯施設（会議室、休憩室）の換気
- ・ 施設内の定期的な消毒
- ・ 施設利用者への定期的な手洗い・消毒の要請
- ・ 従業員の毎日の体温測定（検温）、健康チェック

②各エリア・場面の共通事項

- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・ 手や口が触れるようなもの（ビート板、コップなど）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ・ 人と人が対面する場所は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ・ 監視活動におけるメガホン、ホイッスル、ゴーグル等は使用毎にこまめに消毒する
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・ 施設利用者や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（受付カウンター、更衣室・洗面所、トイレ等）に設置
- ・ 施設利用者、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- ・ 自社スクールバス等での送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する

(2) エリアごとの留意点

①入館時（ロビー等）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。施設利用者から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・ なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、利用者の事前登録による施設利用を実施し、施設利用者等の名簿を適正に管理する
- ・ 入口ドア付近及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・ 入館の際に手指の消毒を依頼する

- ・ 非接触体温計にて検温を行い、発熱のある方の施設利用を中止させる

②送迎時

- ・ 送迎車やスクールバスの運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置

③受付対応時

（受付待ち：個人利用）

- ・ 間隔を空けた待ち位置の表示など、施設利用者同士の距離を保つ

（受付の手続き：団体利用など）

- ・ 受付窓口、カウンターは施設利用者との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ モバイルによる電子決済の導入 等

（利用者登録カードの記入）

- ・ 利用者登録カードのオンライン化
- ・ 受付窓口、カウンターのフロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒 等

（館内・施設利用案内：新規利用者）

- ・ 従業員による説明ではなく、文書の配布やタブレットによる動画の紹介等を導入

（ロッカーキーの受渡し）

- ・ 返却されたロッカーキーの消毒徹底
- ・ 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの導入 等

（団体利用の受入れ時の対応）

- ・ 受付は代表者がまとめて手続きを行い、参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

④エレベーター

（ボタンの操作）

- ・ エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒

（他の施設利用者との同乗）

- ・ 重量センサーの調整（少ない人数でブザーが鳴る）
- ・ エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限 等

⑤プール（水泳場）

- ・ 入場人数の制限、時間毎の入替え 等

（更衣室）

- ・ 更衣室の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける
- ・ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する
- ・ 複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス

等) については、こまめに消毒する

- ・ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する
- ・ 施設巡回等で従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ・ ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒
- ・ 定期的なロッカーの清拭消毒
- ・ 除菌対応の空気清浄機（マイナスイオン発生器・イオン空気清浄機）を使用する
- ・ 施設利用者自ら清潔なタオルの持参を要請
- ・ 施設利用者同士（特に親子）によるタオル・ゴーグルの共有を禁止する 等

(プール場内)

- ・ 備品等（ビート板、ヘルパー、拡声器、トランシーバーなどの監視用資機材、レスキューチューブ、リングブイなど救助用資機材）の清拭消毒
- ・ プール場内の換気強化
- ・ プールサイド、各水槽内、休憩ベンチにおける対人距離の確保の要請
- ・ プールサイド、各水槽内、休憩ベンチにおける会話を控えることを要請
- ・ プール水の適切な塩素消毒の徹底
- ・ 残留塩素の測定は1時間に1回とする（混雑時は頻度を増やす）
- ・ 気泡浴槽（ジャグジー風呂）、浴槽が併設される場合は同様の対応処置が必要 等

(サウナ・採暖室)

- ・ 室内温度が低い低温サウナ、採暖室の使用は避ける
- ・ サウナマットはこまめに交換する
- ・ 営業終了後は換気と消毒を徹底する

(化粧台、手洗い場所)

- ・ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ・ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ・ 布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しない
- ・ ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等は持参を要請 等

(休憩室・観覧室)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・ 使用後の備品（ソファ、マッサージ機器、体重計等）の清拭消毒の協力要請
- ・ 水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒 等

⑥清掃等の作業

(共用部清掃)

- ・ 清掃時のマスク、使い捨て手袋の着用

- ・ 使用済みマスク、鼻水、唾液などが付いたゴミは必ずビニール袋で密閉して処理（プール内清掃）

- ・ プール内の設備・備品を清拭消毒
- ・ 清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える
- ・ 脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒
- ・ 使用済み足ふきマットは密閉保管し、洗濯・消毒
- ・ プール水の消毒の徹底

（館内清掃）

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する
- ・ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内のイスやテーブル、共用パソコン（情報端末）、テレビ・リモコンなどは、定期的にアルコール液で拭く
- ・ 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い
- ・ 券売機や自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の頻繁な清拭消毒
- ・ 施設利用者用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更

⑦トイレ、便所（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する
- ・ トイレの便座蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ・ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
- ・ 布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする
- ・ 便器内は、通常の清掃で良い
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・ 常時換気をオンにしておくなど換気に留意

⑧水泳教室等の事業

- ・ 毎回、教室参加前に検温を実施する。
- ・ 参加者は家庭で事前に当日検温および体調確認の上、少しでも体調不良や軽い風邪の症状がある場合には、当日の教室参加は控える
- ・ 37.0度（又は平熱より1度以上高い場合）を目安に当日のレッスン参加を中止（欠席）
- ・ 更衣室入場時間は、教室開始10分前とし、広いエントランス付近等で滞留することを控えさせる

- ・ 教室講師は健康管理を徹底し、体調不良時など無理をして授業を担当させない
- ・ 講師はフェイスガードを着用して指導を行う
- ・ 教室見学者は互いに広く距離を取って観覧席からとする

⑨売店

- ・ 間隔を空けた待ち位置の表示など、施設利用者同士の距離を保つ
- ・ 窓口カウンターは施設利用者との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ モバイルによる電子決済の導入 等

⑩食事関係

※食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従うが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意するものとする。

- ・ 従業員と施設利用者の接触を極力減らす
- ・ 料理の提供は一人盛りとし、従業員が取り分ける 等

（従業員の料理提供）

- ・ 盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・ 従業員の衛生管理徹底
- ・ 下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

i) 食事場所

（食事）

- ・ 施設利用者に食事開始までマスク着用を要請
- ・ 従業員のマスク着用
- ・ 発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・ 入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・ 利用の都度、備品等を清拭消毒
- ・ 横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる（座席レイアウトの変更）
- ・ 参加人数、滞在時間の制限
- ・ 会場の換気強化
- ・ ドリンクバーの回し飲みは控えるよう要請
- ・ 従業員と施設利用者の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・ 料理の提供は一人盛りとし、従業員が取り分ける 等

（従業員の料理提供）

- ・ 盛り付け担当者の衛生管理徹底

- ・ 従業員の衛生管理徹底
- ・ 下膳と同時に料理提供をしない 等
(食べ終わった食器類の下膳)
- ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・ グループ毎に食事後のテーブル等を消毒
(食事)
- ・ 横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- ・ 入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・ 使用したトレイを清拭消毒してから次の施設利用者に提供
- ・ 自席で食事中以外（施設利用者のテーブル間の通行や移動等）のマスク着用を要請
- ・ 料理提供担当者の手指消毒の徹底

⑪従業員等の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 使用する者はマスク着用
- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

⑫イベント開催（水泳大会など）

「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、その他、各中央競技団体において、必要に応じ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込むこととしていますので、これらのガイドラインについて留意をお願いします。

<参考ホームページ>

スポーツ庁ホームページ

(スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に 関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

(以上)